

当協会ではジュニア会員の皆様を対象に、思わぬ事故に備えgolfer保険に加入しておりますので以下にご案内いたします。

## 1. 加入保険

golfer保険包括契約（ゴルフ特約等セット賠償責任保険）

## 2. 補償内容

### (1) 第三者に対する賠償責任の補償

以下①または②において発生した偶然な事故により、他人（キャディを含みます。）の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合の、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額が対象となります。なお、賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認を必要とします。

① ゴルフの練習、競技または指導中

② ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる行為（更衣、休憩、食事、入浴等）

※ 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず相手の方に支払われた賠償金等は保険金の支払対象にはなりません。

※ 支払われる保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

### (2) golfer自身のケガの補償

ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技、指導（これらに付随してゴルフ場で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によりジュニア会員自身がケガをされた場合に対象となります。

※1. ゴルフ用品の損害やホールインワンアルパトロス費用等は本保険の対象になっておりません。

※2 補償内容の詳細については別添の資料をご確認ください。

## 3. 保険金額

補償内容		保険金額
第三者に対する賠償責任		1事故当たり2億円限度（自己負担額1万円※）
golfer自身の補償	死亡	70万円
	後遺障害	後遺障害の程度に応じて2万8,000円から70万円
	入院	1日につき1,050円（180日限度）
	通院	1日につき700円（90日限度）

※損害賠償額から1万円を差し引いた額を損害保険金としてお支払いいたします。

※損害賠償額が1万円に満たない場合には、全額自己負担となります。

## 4. 保険加入期間

会費有効期間と同じ期間（1年間）とします。ただし、中途脱会の場合は脱会日をもって会員資格を失い、この保険の対象外となりますのでご注意ください。

## 5. 事故がおきた場合

事故が発生した場合は、ただちに以下の取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※ ご通知いただく内容は以下のとおりです。

（ジュニア会員番号／事故発生日時・場所／事故の原因・状況／賠償の場合は請求内容と相手方の住所・氏名等）

※ 法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ずご相談のうえ交渉をおすすめください。事前に承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部が支払われないことがあります。

※ この保険には示談交渉サービスはありません。

## 6. ジュニア会員期間中に、改姓・改名等・変更が生じた場合は、遅滞なく変更手続きを行ってください。

## 7. 事故のご連絡やこの保険の内容に関するお問い合わせ（保険代理店）

協和株式会社 電話：03-3273-7561 / F A X : 03-3273-7565